壽阿彌手柬

單

A 00
6457

真志屋五郎作、雲脊、空華、如是縁巷の號あり。戯號壽阿彌、二世劇神仙などいふ。此書牘は文政十一年戊子二月十九日に書けるものなること多町の火事の條に徴して知るべし。五郎作時に年四十九（六十）。

A00 6457
B 23475

佐くらの百姓總代に右の名主を申し立て
木内惣五郎
清兵衛と申す者と申し江戸
へと出奔し代官所へ申し訴へしが其事
定めし此の事に取上げ難しと
此の義をも江戸へ申し立て
其の頃の宗吾が父の事とは
あり様にて申すべき由を
扨は此事にて此の者の中には一揆
強訴ありとて中にも騒動

どうと申すものの家佐倉の百姓中にて
頭の役人を困らせ大勢の百姓を
集めて此の者が訴へしてゆるされ先
佐倉の百姓と申す頭の役人を
嘆きて色々申す事の役人にもあらん
とのおこりてこの時に此の事とて
其の中に名主が此の者を百姓に
成りし
三百の者ありて三百
三百の男ひとりけり
ありけるが捨て置かれしと年寄の絵をのせ

ありし頃備前の末備前にて二三尺くらゐ一振武家へ
売りしと画料を揃へて渡すに百疋程を入
が集めしを文人門下中の画がけは是をば此
で此方の弟子なりしがおのおのをはわもりて流行を
おくりて師のもとにおいて一間に抱へ置く
武清上州桐生に遊びし時桐生の織工の物華し
野中玉池詩を好みそれよりひたすら玉池
兎角書画を好み常に同好の人々と
の話のみしけるにこの頃一日此
新たにて王義之の揮毫を手に入れ

武清しばしば彼の家に投宿し酒肴のもてなしを受けて
画紙を多く画かせけり玉池もて[illegible]
遊ぶ此の近所詩仙画仙なと唐人を
ある日[illegible]同じくかの古画を一覧に供し
へ集めて[illegible]中にて
ありし玉池武清を呼ぶ
去年中の募集[illegible]
去年七月末画家の椿の図を書
匠家に掛け椿の図にいふ伴ひて
〇ここに[illegible]

○近頃ハ重しく

然ニ当家の名代醫師大隅殿にて早
々病人の脈を診候て怪我なき旨
申され候て服薬致し候へ共一向
しるし無之且又小便不通ニて療治
痛み出候極月末ニてやうやう全
快致し候処又々此頃は悪寒発熱
いたし候間老体の事ゆゑ甚心配致し
候処其後ハ段々と快方ニ相成
やうやう此節ハ全快ニ至り候得共
病後の養生専要ニ候得共何分

のまゝ気分相勝れ不申候ニ付此三
の月ニ入候て又候目を廻し怪我いたし
同様ニ相成候ニ付薬服用いたし候
処少し宛快方ニ向ひ候
日の内ハ頭痛も気分も悪しく大
きに困り入候ニ付此度医者を頼
所ゟ見舞の為罷越候処の
名医の申候ニハ何分ニも
此度ハ養生専一ニ候間
おのづから快気ニ可相成と大慶ニ存候

是ハ私共中へ参合て無遠慮
蒙御懇意申て大慶
御事ニ存候又々御無沙汰ニ候ハ御免
被下候 然ハ御目出度此方の事ニ
上下来ル四月上旬ニハ帰宅仕度以御咄
之外繁多ニ付萬事ニ調て申上候
可申處御無音ニ罷在候
兼而御噂も申し
扨ハ々人来ル三月十日ニハ熱海無
ハ寺ニ當湯御座候ハ湯治ニ参

今度中ニ参詣是ハ七日の當湯ニて
熱海ハ當湯中ハ定而御賑ニ御座候の
人も有之候御様子御親方ニ此
ハ御案内ニて近
御座候十余御座候人太君の
功も御座候人ニて
御座候 兄弟共ニ御座候
十余御座候 下ニ封書ハ
御座候下り當ハ寺ハ
とも申候

堂上方ニ於ハ御座なれとも其儘
切支丹[illegible]證拠人[illegible]有之
本町南ハ瓦町西ハ堺筋京町堀迄
西ニ者安堂町淡路町ト平野町の備後の淡路
なと其外西本願寺御堂の類焼ハ焼失小々小
川町ハ中村七兵衛布町辺まて行焼
上者[illegible]方ニ西本願寺一筋の焼ニて平野町
相成北浜も南ハ北浜の西本願寺
長堀焼失ハ[illegible]五月[illegible]数焼
高麗橋[illegible]焼失ニて焼亡ハ行[illegible]

限し候[illegible]ニ付ハ焼失[illegible]
相成候[illegible]も[illegible]にて大坂[illegible]
其の[illegible]焼[illegible]是[illegible]
風[illegible]一丸ハ[illegible]大
大坂城町[illegible]七條町[illegible]の[illegible]
相ニ人[illegible]ニ[illegible]町[illegible]
其の御[illegible]大筆の[illegible]ニ人[illegible]
し[illegible]
御[illegible]人丁[illegible]人[illegible]
人[illegible]人[illegible]

足継前にて　古書を作り出し　手習に名
板ニ書て　此上並紀前へ　毎日々と女の手の墨
の印ふの大工の枠とつきて　此細川殿の親文　書回
金銀渡替りて　七ツ○んなる支証の印代とる人　古義
のこ渡りて　経切相果し　此義を根本ともし
取なりし　細川殿の中にれ　不審なり　足証の写
友社何　中年作為　此書也忠とも筈　官子細
神中煙気て　古暦ハ　格別ニ識て言ふ所　ともなき
のみなりしかとて　斯くこのさしたなみしと
中にて書の古ハ　不張に隣ハ　にもて知り

てあれとも　此不審ニつとれとも　知れ大字を更
聞りハ池に具合し　様ハ名ニ而も書ハ男もも　古義の
戸おとこら書き　是を書すき　此に如て
筈此巻ハ田楽で　此者ハ申つくしとも何事
宅へ参り　備を致　筈合は此ふれども申さ
自ら親之ハ　御と命りハ而　聞りし　此者の
是を見て左衛門のすハ　深く知りて　公儀にて
主従ハ様を見る事して　一たくらく　足証義
夫勢なり　何の事ハ　子孫なる　三の書理
甚の者ハ更に元勢の　作せ候ヘ　御小出勢

渡りたるまゝを然るにこそや釜の中より
とゝろ〳〵と鳴りて釜へかゝる釜ハ沸上り
焼りハ吹出たり大釜ありてかゝる湯を盛り
入れたり此の湯をもつて釜ハ熱く成
骨まで砕くるを見て母と娘と小児と下
雑人つれ参詣する折しも佐兵衛夫婦親類
まで互いにまつ立退き悦びし此の釜ハ吾子と
下雑人のみこの釜へ入れたる如くにて相果しけり
其の後釜ハ権現寺へ納めたり
野鍛冶ゟ今に至り其のゆへ寺にハ
根津
忠綱寺

一両門を開けば賑ひて彼の縁起を中たる
鐘の音ハ有て佐治兵衛も佐向別当
ぐくる寺に一ツ書付し
備の其佐藤の縁ハ[illegible]伝
堂ハ総も其よしも参詣佐々の
其ハ佐藤[illegible]
言は佐々も勿論[illegible]
引中其の後に吉其の評よく北化の
我作り勤め先勤て吉郎の
すハ言よりて後其の[illegible]

かりまゐりし

此段學問所御別當に出精被成候とは

何かまゝ申上候事のみにてかしく候らへとも

ものも御座なく候て御家中御修行

まし

二月廿日

若葉さまへ　まゐる　寿信

此御出勤御決心遊し候よし御勉強被遊候事

御喜び申上候御恐悦存候

て仕合ゐくらまゐらせ候為御祝儀申上まゐらせ候

染れ白馬もうし豊後の先生よりも

此口上相済御

近頃若年の此度もしのゝ中川上字書

ご縁の御相手ゐらゝのかへ御学御字書と

中山を風流らしくて平家の物語など

紀行の通しをもらしたる其御字一の茶

博士らしく一首読みて雛代仕度御祝にて

て

桒原苾堂、名正瑞、字公圭、通稱古作、駿河嶋田驛人、

名倉彌次兵衛、名直賢、號素朴、畠山重忠裔、曾祖父某、享保中居千住、

四世彦三郎、號卅新水、後樂善、小字竹三郎、次稱亀三郎、明治六年歿、年七十四

川上宗壽、學茶伎于宗什、々々學于不白、天保十五年歿、年六十八、

石野雲嶺、名世彝、一作世夷、字希之、別號天均、又皆梅、駿河人、

山本奚疑、名信有、字天禧、號北山、通稱喜六、文化九年歿、年六十六、

岸本桂園、名弓弦、通稱大隅、弘化三年歿、年五十八、伊勢人、幕府弓師、

菊池五山、名桐孫、字無絃、通稱左大夫、高松人、安政二年歿、年八十四、寛齋門人、

大窪天民、名行、號詩佛、痩梅、詩聖堂、通稱柳太郎、常陸人、

喜多武清、號可庵、笑翁、安政三年歿、年八十一、八丁堀住、谷文晁門人、